

教職支援センターによる全学的取り組み

【教職支援センターの設置】

2017 年度より、教職免許課程における幼小課程と中高課程が連携を行い、一層の教育の充実を行うため全学的な組織として「教職支援センター」を設置した。

【教職支援センター運営委員会における全学的な取り組み】

2017 年度より、幼小課程と中高課程両方に係る全学的な事項の情報共有と確認及び連携について協議することを目的として「教職支援センター運営委員会」を設置した。

協議事項は次の通りとした。

- ①教員養成に対する全学的な共通理念の確認
- ②点検等内部質保証（教学マネジメント）
- ③学生への学修支援
- ④教育委員会や地域等外部との連携・協力
- ⑤教職課程認定申請
- ⑥その他、センターの運営に関し必要な事項

2018 年度に①として教職支援センター運営委員会で「大学の教員養成に対する理念」を再整備した。また、再整備した「大学の教員養成に対する理念」を活用して、教職課程のカリキュラム編成の検証を行うためのチェック項目を確認した。2018 年度よりチェック項目を使って両課程でカリキュラム編成を検証し、その検証結果を教職支援センター運営委員会で確認・共有している。